

平成20年4月8日
法務省入国管理局

海外修学旅行等により再入国する外国人生徒の個人識別情報提供の免除について

海外修学旅行等により再入国する外国人生徒からの個人識別情報(指紋及び顔写真)の提供について、学校長が身元保証し、教育委員会等から入国管理局に対して通知がなされるなど所要の手続がとられた場合には、個人識別情報の提供義務が免除されます。

対象となる生徒の範囲、事務手続の流れは、以下のとおりです。

1 対象

学校教育法施行規則に規定する特別活動として実施される海外修学旅行等に参加する本邦の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の生徒並びに専修学校高等課程の生徒

2 手続の流れ

① 学校は、身元保証を行う外国人生徒の氏名、再入国予定港等を別紙様式に記載

↓

② 学校長は、当該学校の種類に応じ、①の様式を都道府県教育委員会(都道府県立学校)、市町村教育委員会(市町村立学校)、都道府県知事(私立学校)又は国立大学法人の学長(国立大学法人の附属学校)に送付して、身元保証した旨を報告

↓

③ ②の報告を受けた都道府県教育委員会等は、当該学校の行う旅行が、学校教育法施行規則に規定する特別活動であることを確認し、再入国予定の空港等を管轄する地方入国管理官署(地方入国管理局、同支局又は出張所)に通知(別紙参考様式、再入国予定日の概ね3週間前を目途)するとともに、文部科学省に写しを送付

↓

④ 学校は、再入国当日の対応(使用レーン、誘導など)について、再入国予定の空港等を管轄する地方入国管理官署に相談、調整(再入国予定日の概ね2週間前を目途)

↓

⑤ 再入国当日、学校教職員が免除対象生徒をあらかじめ打ち合わせた内容により誘導し、入国審査官は、当該生徒の個人識別情報提供を免除

【制度に関する問合せ先】

法務省入国管理局入国在留課出入国審査係

TEL 03-3580-4111 (内線2763)